

告 示

埼玉県告示第千三百四十七号

測量計画機関である行田県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

行田県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

行田市南部

四 作業期間

平成二十八年九月二十六日から平成二十八年十二月二十日まで